

議会運営委員会

令和2年1月17日
委員会室

1 開会

2 配付資料の確認

3 協議事項

- (1) 課題懇談会の開催について
 - ① 2月6日（木）19時00分から 総務産業常任委員会
 - ② 2月14日（金）19時30分から 文教民生常任委員会
- (2) 所管事務調査に係る課題の抽出方法について
- (3) 議長の常任委員会所属について
- (4) 委員長の反対討論について
- (5) 討論に対する動議のあり方について
- (6) その他

4 その他

様式第1号（第2条関係）

2020年1月6日

西脇市議会議長様

申請者 団体等名

津万地区区長会

代表者等氏名

臼井茂樹

所在地

西脇市大野176

課題懇談会（申出・申込）書

項目	津万地区のまちづくり・その他
テーマ	津万地区の活性化・区長と市行政の関係
内容	別紙添付
出席者数	13名
出席者氏名	区長会会長 上戸田区長 白井茂樹ほか、津万地区区長12名
会場	大野隣保館
開催希望日時	令和2年2月6日(木) : 19:00 ~ 21:00
特記事項	<ul style="list-style-type: none">・主催は津万地区区長会・文教の発表可能

■ 津万地区の活性化について

- 西脇北バイパス完成後の津万地区のにぎわいづくり
- 地域資源でもある西林寺・西脇公園・田空道の駅周辺の再整備と活性化
- 都市計画及び農業振興地域の農用地との関係
- 新庁舎・市民交流施設完成後のまちづくりのあり方
- コミュニティバス再編と活かし方

■ 区長と市行政の関係について

- 増加傾向にある市行政からの依頼
- 区長の仕事はどこまでの範囲なのか
- 市への要望のあり方

■ その他（総務産業常任委員会所管外・参考意見）

- 消防団の再編
- 市議会議員のあり方（普段何をしているのか見えない等）

様式第1号（第2条関係）

R1年1月14日

西脇市議会議長様

申請者 団体等名 西脇市議会
文教民主連合委員会
代表者等氏名 三枝由康子
所在地

課題懇談会（申出・申込）書

項目	西脇市手をつなぐ育成会
テーマ	知的障害者の現状の課題
内容	活動内容 今年 知的障害者の現状と課題
出席者数	5~6人
出席者氏名	育成会理事長 今井敏文 氏 施設関係者
会場	大野隣保館
開催希望日時	令和2年2月14日(金) 19:30~21:00
特記事項	傍聴可

議長の常任委員会所属について

令和元年10月現在

		所属	根拠	表決	備考
1	神戸市	有	委員会条例	加わっている	
2	姫路市	有	委員会条例	加わっている	
3	尼崎市	有	委員会条例	加わっている	
4	明石市	無	申し合わせ		
5	西宮市	無	委員会条例 申し合わせ		
6	洲本市	有	申し合わせ	加わっている	
7	芦屋市	有	委員会条例	加わっている	議長としてではなく、一委員として。 議長が委員として所属する委員会の場合は、副議長が議長（委員外議員）として出席しているが、表決には加わっていない。
8	伊丹市	有	委員会条例	加わっている	
9	相生市	有	委員会条例	加わっている	
10	豊岡市	無	委員会条例		
11	加古川市	無	委員会条例		
12	たつの市	無	委員会条例		
13	赤穂市	有	申し合わせ	加わっている	年度当初の議会運営委員会で確認（申し合わせ事項）後、議長は総務文教委員会に所属している。
14	西脇市	無	委員会条例 申し合わせ		西脇市議会委員会条例第2条第1項の規定により、一旦1つの常任委員会に就任し、その後、申し合わせにより辞任する。
15	宝塚市	無	委員会条例		
16	三木市	有	委員会条例	加わっている	
17	高砂市	有	委員会条例	加わっている	
18	川西市	有	委員会条例	加わっている	
19	小野市	有	委員会条例	加わっている	
20	三田市	無	申し合わせ		
21	加西市	有	委員会条例	加わっている	
22	丹波篠山市	有	委員会条例	加わっている	
23	養父市	有	委員会条例	加わっている	
24	丹波市	無	議長判断		
25	南あわじ市	無	申し合わせ		
26	朝来市	有	委員会条例	加わっている	
27	淡路市	無	申し合わせ		議長も一旦委員にはなるが、申し合わせにより、議長は委員を辞任する。
28	宍粟市	無	申し合わせ		所属はしないが、出席し、発言することができる。 ただし、表決には加わることができない。
29	加東市	無	委員会条例		

討論に対する発言取消・修正の動議について

西脇市議会会議規則

(動議に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることはできない。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正是、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

「地方議会運営辞典から」

- 不穏当発言とは、一般的には無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言、誤解した発言、感情的な発言等一切の不適切な発言のことをいう。

「留萌市議会会議規則（逐条解説）から」

- 動議は、本会議中ならいつでも提出できる。

回答（全国市議会議長会の見解）

討論の発言内容の修正・取消によって、他の議員の賛否に影響を与えるものであれば採決までに動議を提出しなければならないこととなるが、各議員は、委員会における質疑や委員間討議において、既に自己の賛否は決定されており、他の議員の討論を聞いて、賛否を判断することは殆どないと判断することから、当該議案の採決終了後であっても、会期中であれば、発言の取消し及び修正の動議の提出は可能と考える。